

令和4年度
夜間観光促進事業補助金
(ナイトコンテンツ造成)

募集要領
(追加募集)

〈お問い合わせ先〉

福井県 交流文化部 観光誘客課 周遊観光グループ
〒910-0004 福井県福井市宝永2丁目4-10
TEL : 0776-20-0291 FAX : 0776-20-0381
E-mail : kankou@pref.fukui.lg.jp

令和4年7月
福井県交流文化部

1 補助金の目的

この事業は、北陸新幹線福井・敦賀開業に向けて、イベントの実施に対する支援を行うことにより、夜間の街の賑わいを創出するとともに、コロナ禍における観光産業の活性化を図ることを目的とします。

2 事業内容等

(1) 補助対象事業

自然、歴史、文化、食など本県の豊かな地域資源を活用した、県内外の観光客が本県の魅力を体験できる夜間開催事業の造成であり、次の各号のすべてに該当するものとします。

- ① 事業の開始時間が、日没前後の時間であり、かつ終了時間が20時以降であること
- ② 宿泊施設や土産物店等と連携し、本県のホテル・旅館等への宿泊者数や夜間の観光消費額の増加に効果が見込める事業であること
- ③ 補助事業を実施する期間内において、開催日数が、概ねのべ6日以上であること
- ④ 補助事業終了後、翌年度以降3年間継続して事業を実施するための計画を策定していること

※県の他の補助事業の対象となる事業については補助対象外です。

(2) 補助対象者

- ・ 県内市町
- ・ 県内地域の観光振興を目的として設立され、運営している観光協会等
- ・ 県内市町と連携して事業を実施する任意団体（定款、規則、会則等を有している団体に限る）

※以下のいずれかに該当すること

- ① 任意団体を構成する団体に県内市町が含まれている
 - ② 県内市町の後援・協賛などの協力を受けている（受ける予定である）
- ・ 県内に事業所を持つ法人もしくは県内に事業所を持つ複数の法人が共同して設立する団体

(3) 補助額について

補助メニュー	補助率	補助限度額
ナイトコンテンツ造成	補助対象経費の 2分の1以内	新規事業（イルミネーション拡充を伴うイベントを含む） 2,000千円/事業
		ブラッシュアップ事業 1,000千円/事業

備考

- ・ 補助対象経費は、別表のとおりです。
- ・ 国、地方公共団体の補助金、助成金を活用する場合、補助対象経費から差し引いて

計算してください。

- 算出した補助金の額に1千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とします。
- 新規事業（イルミネーション拡充を伴うイベントを含む）とは、補助申請団体として新たに取り組むもの、補助申請団体がすでに実施している事業内容の大半を見直し、かつ日程を大幅に拡充するもの、またはイルミネーションにかかる事業です。
- イルミネーションにかかる事業には、イルミネーションなどにより新たにイルミネーションエリアを創出する事業のほか、すでに展開しているイルミネーションやプロジェクションマッピングなどのエリアを拡充するものを含まれます。
- ブラッシュアップ事業とは、補助申請団体がすでに実施している事業内容について、一部見直しや、新たな内容を追加するもの、または日程を拡充するものです。
- 県において事業内容が「新規事業」と認められない場合、「ブラッシュアップ事業」として受け付ける場合があります。

(4) 予算額

補助メニュー		予算額
ナイトコンテンツ造成	新規事業 (イルミネーション拡充を伴うイベントを含む)	12,000千円
	ブラッシュアップ事業	3,000千円

※予算の範囲内で補助金を交付します。

(5) 事業の対象となる期間

交付決定日から令和5年3月31日（金）まで

※契約、発注、納入、検収、支払等のすべての事業手続きを事業対象期間に実施する必要があります。

3 事業募集期間

令和4年7月15日（金）～令和4年8月15日（月）17時

4 応募方法

持参、郵送（書留または簡易書留）またはメール

所定の申込書（県のホームページからダウンロード）に必要事項を記入し、添付書類を添えて、以下の提出先に持参、郵送またはメールしてください。

提出書類に不備がある場合は受理できませんので、余裕をもってご提出ください。

【提出先】福井県 交流文化部 観光誘客課 周遊観光グループ（担当：鈴木、澤田）

〒910-0004 福井県福井市宝永2丁目4-10

E-mail : kankou@pref.fukui.lg.jp

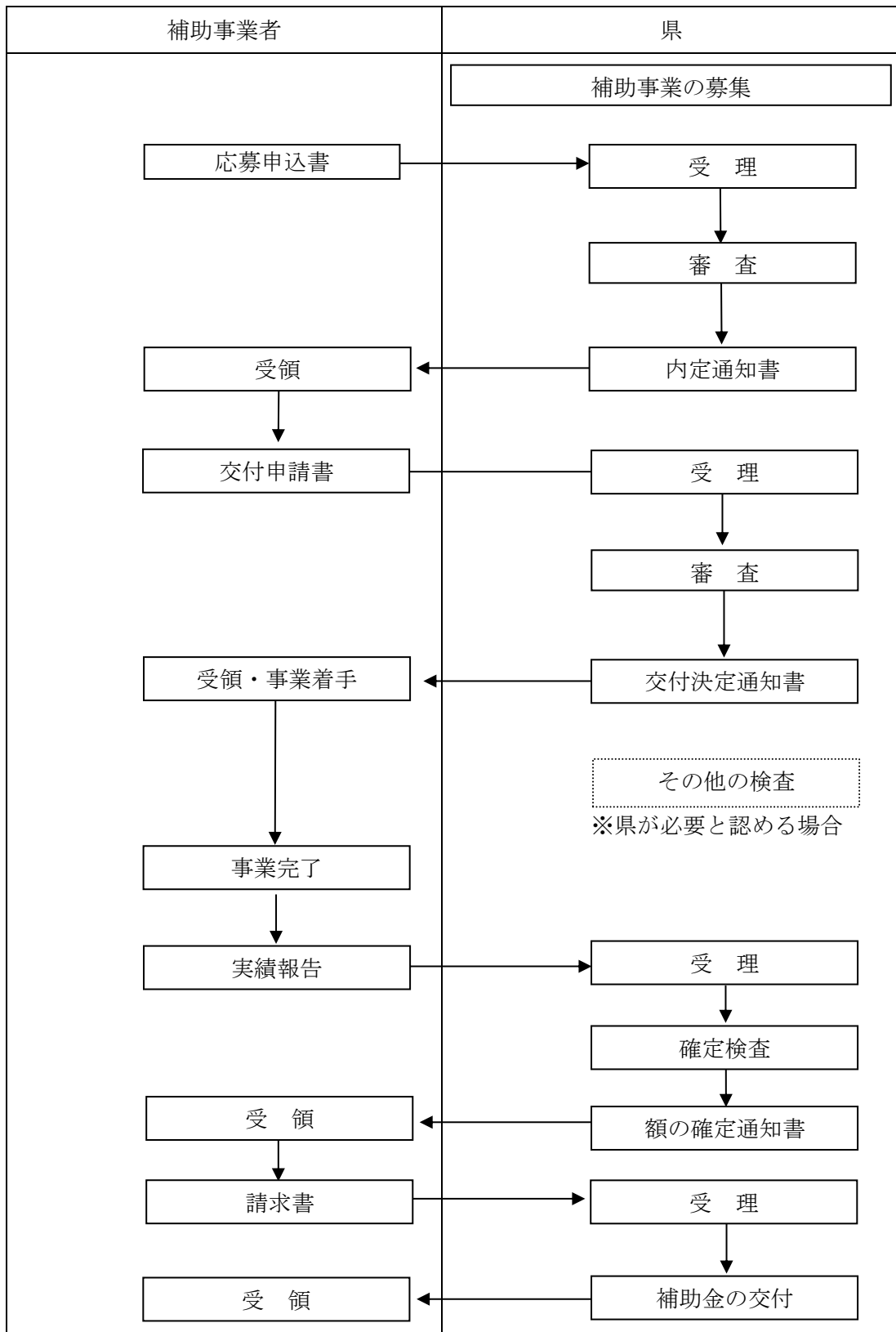
5 提出書類 (押印不要)

- (1) 応募申込書
- (2) 事業実施計画書 (様式第2号)
- (3) 企画提案書 (別紙1)
- (4) 事業スケジュール表 (別紙2)
- (5) 連携確認書 (別紙3)

※連携する宿泊施設、土産物店等に対する確認は、各実施主体が責任をもって行ってください。

- (6) 収支予算書 (様式第3号)
- (7) 収支予算内訳表 (別紙4)
- (8) 県税の納税状況の確認について (様式第8号) (市町は除く)
- (9) 積算金額の根拠書類 (見積書、仕様書等)
- (10) 団体、会社概要が分かる書類 (市町は除く)
- (11) 参考資料 必要に応じ、(1) ~ (10) を補足する説明資料 (企画書・理由書等を含む) を添付

6 補助金交付の流れ



7 審査

応募書類をもとに、下記の事項等を審査し、選定します。

- (1) 事業の背景・必要性
- (2) 期待される事業効果
- (3) 実現可能性
- (4) 翌年度以降の事業計画

8 交付申請

審査後、補助対象事業であると判断された事業を実施する応募団体に対して、内定の通知をします（9月中旬予定）。

内定の通知を受けた団体は、要領の補助金交付申請書（様式第1号）に知事が必要と認める書類を添えて、別途指定する日までに提出してください。

9 交付決定

県は、提出された要領の補助金交付申請書の内容を審査し、適切であると認めるときは、補助金の交付決定額を確定し、当該補助事業者に指令（補助金通達様式第3号）により通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご注意ください。

なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり、補助金支払額を約束するものではありません。また、補助対象経費が当初の予定を超えた場合にあっても、補助金交付決定額を増額することはできません。

10 補助金の支払

原則、精算払いとします。事業完了報告書を受領後、検査の上、補助金額を確定し、支払います。

実績報告書提出時には、事業の詳細が分かる書類、見積書・発注書・契約書・納品書・領収書等支出の証拠を示す書類、写真、成果報告物等の添付が必要となります。

なお、知事が特に必要と認めるときは、補助金の概算払いをすることができます。

11 主な留意事項

以下の事項について、補助事業者の方に順守していただくこととなります。

- (1) 事業実施に伴う経理書類等は、事業終了後5年間保存する必要があります。
- (2) 補助事業の終了後、県に情報提供等ご協力をお願いすることがあります。
- (3) 応募内容について、担当から確認の連絡をさせていただく場合があります。
- (4) 事業にあたり、集客を図るための広報や交通アクセスの利便性を確保するための計画を策定してください。また、安全対策や新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じてください。

別表

補助対象経費

科目	補助対象経費
報償費	アドバイザーへの謝礼等（臨時的に雇用したアルバイトへの賃金を含む）
需用費	消耗品、印刷製本費 等
役務費	通信運搬費、手数料、保険料 等
委託費	事業の一部を委託する経費
使用料および賃借料	会場使用料、機械器具類賃借料 等
備品購入費	事業実施にあたり必要となる資機材購入経費 等
その他	知事が特に必要があると認めるもの

※1 次に該当する経費は、原則として補助対象外とします。

- (1) 報酬や給料等の人件費、公債費、食糧費、敷金、保証金、公租公課、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と判断する経費
- (2) 経常的な維持管理に係る経費
- (3) その他、夜間観光促進事業補助金の使途として適当と認められない経費